

公正証書遺言に必要な書類

〒604-8145

京都市中京区東洞院通錦小路上る

元竹田町631番地3

エステートビル四条烏丸5F

ナカジマ司法書士事務所

司法書士 中 島 忠 之

 075-585-2804

《市役所区役所で取得する書類》

1. 遺言者の**現在戸籍謄本**（最新のもの。以下同じ）
2. 遺言者の**印鑑証明書**
3. 財産をもらう方の**現在戸籍謄本**
4. 財産をもらう方の**住民票**（**本籍地**の記載あり）
5. **固定資産税の課税明細書**（毎年の納付書に同封されている書類）

《法務局で取得する書類》

6. 不動産の登記事項証明書

《その他》

7. 遺言者の**公的身分証明書**（運転免許証、マイナンバーカード）
8. 不動産の**権利証（登記済証）**
（物件漏れを防ぐために、できればご持参下さい）
9. 遺言書に記載する財産関係の書類（通帳や証書）のコピー。

上記の書類がなくても当方で取得可能なものも多数あります。ご相談下さい。

なお遺言書作成当日は、遺言者の**ご実印**が必要です。

費用の目安

5000万円を長男に相続させる遺言を作成した場合 → 総額で約15～18万円

（公証人手数料、当事務所報酬 含む）